

公益財団法人ちゅうでん教育振興財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、公益財団法人ちゅうでん教育振興財団と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、児童又は青少年の創造性や独創力をのばすとともに、心豊かな人間性の涵養と文化的素養を身につけるため、小・中学生等に対する教育の振興並びに小・中学校等における情操教育等の充実、補完に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小・中学校・高等専門学校の教育における創造的かつ多様な教育上の試み及び小・中学生・高等専門学校生を対象とした教育研究・実践に対する助成
- (2) 小・中学生・高等専門学校生を対象とした創造的な教育実践の成果論文に対する表彰
- (3) 小学生や高等専門学校生を対象に創造性や独創力をのばすため、環境・リサイクル等をテーマとした工作作品等に対する表彰

- (4) 児童又は青少年の創造性や心豊かな人間性の涵養に資する児童文学作品の表彰
 - (5) 児童又は青少年の心豊かな人間性の涵養や能力の向上につながる文化芸術等の事業
 - (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 本法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げる各号をもって構成する。

(1) 本法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会において定めた財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産については、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって適正な維持および管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会の議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により承認を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 本法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会で別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の承認に基づき、予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ収入を受入れ、費用を支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項に規定する事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

5 第1項に規定する事業計画書及び収支予算書については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に

提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 本法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会の議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により承認を得なければならない。

2 本法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計の原則)

第13条 本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第14条 本法人に評議員6名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に基づき、評議員会において行う。

2 評議員会長は評議員会において選任する。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものとする。

イ 当該評議員およびその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同等の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものとする。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者

又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう)又は許可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)

4 評議員は本法人の理事又は監事を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第16条 評議員は評議員会を構成し、第20条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任す

るまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 18 条 評議員の報酬等は、年度総額 2 百万円を超えないものとする。

2 前項とは別に、評議員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

第 2 節 評議員会

(構成)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 20 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は、毎年 1 回、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催

する。

3 臨時評議員会は、必要に応じていつでも開催することができる。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 23 条 理事長は評議員会開催の 5 日前までに評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

2 評議員会長が欠けたとき又は評議員会長に事故があるときは、その評議員会において、出席した評議員の互選により評議員会の議長を選出する。

(定足数)

第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 26 条 評議員会の決議は、法令で定められた事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 27 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 評議員会議長は前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(役員の設置)

第 30 条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 31 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 32 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人の業務の執行の決定等に参画する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行するほか、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、評議員会及び理事会招集並びに理事会議長の職務を代行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 33 条 監事は、次に掲げる職務を執行する。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 本法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係わる計算関係書類及び事業報告を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めたときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって、本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は第30条第1項で定めた役員の定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 35 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 36 条 理事及び監事の報酬等の金額は評議員会で定める。

2 前項とは別に、理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し、必要な事項は、評議員会で別に定める。

第 2 節 理事会

(理事会の構成)

第 37 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 38 条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 本法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長および常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 39 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第33条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 44 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第 45 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 32 条第 4 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長（理事長に事故又は支障があるときは出席した理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 選考委員会

(選考委員会)

第 47 条 本法人に第 4 条に掲げる事業における助成及び表彰の対象となるものを選考するため、選考委員会を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 48 条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条に規定する目的及び事業並びに第 15 条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

3 前 2 項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 50 条 本法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 51 条 本法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 52 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第 53 条 本法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補則

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、

解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本法人の最初の理事長は原田正人、常務理事は鈴木雅典とする。

4 本法人の最初の評議員は、次のとおりとする。

石黒鏘二	伊藤範久	加藤善章	佐藤正信
志水正裕	田川敏夫	寺本 潔	長坂秀彦

附 則

この定款は、平成 2 4 年 6 月 1 4 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2 9 年 6 月 8 日から施行する。